

大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会 第3回千早赤阪水道事業料金検討部会（概要）

開催日時：令和8年8月21日（金）10：00～12：00

場所：千早赤阪村役場 2階会議室

出席委員：鍬田部会長、川原委員、岩井委員、清原委員、矢倉委員

1 議題

- (1) 水道料金の検討について
- (2) 住民説明会資料案について

2 議事概要

- (1) 水道料金の検討について

事務局から資料1「水道料金の検討」について説明があり、それに対して次のような意見や質疑応答があった。

1. 村繰入金を反映した料金改定案の検討について

【委員】

今回示されたケース3では、令和4年度改定時に示されていた令和9年度の改定率の見通しである28%となるよう、村において繰入金を検討いただいていると理解した。

また、料金算定期間においてケース3の料金回収率は令和9年度105.9%、令和10年度125%、令和11年度91.8%となっており、今後非常に厳しい状況が予想されることがわかる。ケース3は今後の物価上昇率を見込んでおらず令和12年度以降は料金改定の検討が必要になってくるということがわかる。

【部会長】

令和12年度以降はさらに厳しい状況が待ち受けているということについては、村民や村議会にも理解していただけるような説明を心がけて欲しい。

【委員】

改定率を28%にまで抑えた案を検討いただいたことは村民にとって非常にありがたいことだと思う。

今後のことを考えると、村内の水道施設の整備水準をどこまで維持するのか。企業団と統合して整備水準が上がっていないか。料金を抑えていくことができるのであれば、整備水準を落としても良いのではと思う。

【事務局】

今後の整備について、まずは安定給水のために村内連絡管の完成をめざす。耐震管率から説明すると村内連絡管を整備することで基幹管路の耐震管率を7%から41%まで向上する計画である。

一方で、重要施設配水管路の耐震管率については現状8%となっており、料金算定期間中においても向上しない。村内連絡管の整備後は、漏水の多い地区の管路を優先して、限られた財源の中で整備を行うという考えで進める予定である。

【委員】

令和9年度から令和11年度までの改定案については、やむを得ないものとする。しかし、今後も村の人口減少が見込まれ、料金収入は今回の見通しよりもっと低下するかもしれない。村の財政状況を考慮すると今後の繰入金は厳しいと考えており、令和12年度以降、どれくらい水道料金が上がるのかということを心配している。

【委員】

村も繰入金を検討いただき、3年間は今回の改定案で頑張っていくのかと思うがその先が不安である。2点質問がある。

1点目。ケース3の料金回収率は令和9年度105.9%、令和10年度125.0%、令和11年度91.8%となっており、令和10年度は増加しているが令和11年度で大きく減少している。この推移について説明いただきたい。

2点目。企業債残高が以前に比べて少しずつ上がっており、これからは私たち世代は村で生活していくため不安がある。どう考えているか聞かせていただきたい。

【事務局】

1点目。料金回収率は供給単価を給水原価で割って算出される指標である。供給単価は、料金収入を有収水量で割って算出した1㎡当たりの料金収入を表す。給水原価は、費用から村繰入金など収入項目を控除し有収水量で割って算出した1㎡当たりの原価を表す。令和10年度は、村繰入金3,600万円を収益的収入で見込んでおり費用から控除額が増加した結果、給水原価が減少するため料金回収率が上昇する。令和11年度も同様に村繰入金3,600万円は収益的収入で見込んでいるが、村内連絡管の供用開始に伴い減価償却費等が増加するため、料金回収率が低下する見通し。

2点目。村内連絡管の整備が完成する令和10年度までは企業債を財源として活用する必要がある。資料1の7ページ資本的収支の表や8ページ企業債残高の表に記載のとおり、村内連絡管が完成した令和11年度以降は建設改良費が減少、企業債発行額も減少する見通しであり、企業債残高を抑制し、企業債残高対給水収益比率は現状の水準から増やさないよう運営していきたい。

【部会長】

村内連絡管が完成するまでは支出（建設改良費）は多く生じると思うが、完成後は落ち着いていくと考えている。

【部会長】

他に意見がなければ、村繰入金を反映した料金改定案ケース3を了承するというところで進めたいと考えるがよろしいか。

【全委員】

異議なし。

【部会長】

それでは今回示されたケース3で進めたいと思う。次に具体的な料金体系について検討を進めていきたい。

2. 料金体系の検討について

【部会長】

基本料金と従量料金の構成比率について、令和4年度改定時は基本料金32%、従量料金68%と設定していたが、今回は基本料金34%、従量料金66%と若干、基本料金の割合を増加させているが設定根拠はあるのか。

【事務局】

公益社団法人日本水道協会が発行している「水道料金算定要領」に沿って作成をしている。基本料金の割合が若干でも高まる点については、使用水量の少量化が進んでいる。令和4年度改定時の1か月の使用水量は18 m³/月が村のボリュームゾーン（最も使用者が多い使用水量の階層）だった。現在は3 m³/月少ない15 m³/月までがボリュームゾーンとなっている。このボリュームゾーンの値上げ幅を1,000円以内に抑えるという配慮と同時に、少量使用者にも基本料金で負担いただかないといけない状況を踏まえている。

これは毎日水道を使用せず、定期的に村に戻ってこられるような使用者や契約のみを継続している使用者が増えてきているためである。0 m³～1 m³/日の使用者が増えてきていることについては、第1回部会資料の18ページに参考資料としてお示ししたところである。ただ、水道の使用がなくても検針業務や日常的に維持管理を行い、水をいつでも使用できる状態を確保しなければならないことから、今回の基本料金と従量料金の割合を設定した。

【部会長】

令和4年度改定後、水道の使用を抑えるといったことはあったか。使用水量の減少は単身世帯が増加しているといった要因もあると思うが、料金の値上げにより使い控えが発生すると聞いたこともあり確認したい。

【委員】

当時そのような意識はなかった。ただ、令和9年度に値上げを実施しその3年後にも値上げを実施することになれば、使い控えが発生して想定より料金収入が下がる可能性もあるのではないかと思う。

【委員】

日常会話で水道料金の値上げや水道の使用を抑えるといった話はなかったので、住民にはあまり料金改定について広く周知されていなかったように感じる。私自身は日常的に節水を心がけてきたが、さらに今回の料金改定で節水の意識が高まるのではないかと感じている。

【委員】

夏の電気代を節約するために、クーラーを使用しないといったことを意識されている方もいると聞く。色々な物の価格が高騰している中、今回の料金改定を意識して水道の使用を抑えるという方はゼロではないと思う。

第1回部会資料の18ページの世帯構成の変化と使用水量において、ここ数年での変化を考慮すると、今後想定より料金収入が低下するといったことも考えられると思う。今回は令和9年度から令和11年度までの3年間に絞った議論となっているが、今後の見通しについても村民の方にしっかりと理解していただけるよう説明をお願いしたい。

企業債残高は資料1の8ページ資本的収支の表にあるとおり、令和11年度以降は企業債償還金が企業債発行額を上回り、企業債残高を少しずつ減らすような計画を立てていることが読み取れる。しかし、9ページの企業債残高・企業債残高対給水収益比率の推移のグラフからわかるように、令和14年度時点において給水収益の約5.7倍（571%）の企業債残高を抱えてしまうということは認識しておく必要があると思う。この点についても村民の方に理解いただけるような説明をお願いしたい。

【委員】

第1回部会資料の12ページ世帯構成の変化と使用水量において、千早赤阪村の65歳以上世帯員の単独世帯数が平成12年度から令和2年度にかけて大きく増加しており、改定後も給水収益は減少していくことが予想される。基本料金で固定費を賄っていくには村民の負担が苦しくなっていく。ライフラインの一つである水道をどのように考えていくのか、今後も企業団と村で話し合いはしていただきたいと思う。

【部会長】

今回料金算定期間中の令和9年度から令和11年度の繰入金を村で検討いただいているが、令和12年度以降については何か議論があったのか。

【事務局】

令和12年度以降の繰入金は何も決まっていない。今後、毎年の決算状況を踏まえ、財政収支の点検をしていく。また、企業団として経営努力は着実に実施していく。令和12年度以降水道用水供給事業の料金改定が想定されるが、持続可能な事業運営を行っていきけるよう、村とも情報共有や連携をしながら進めていきたい。

【部会長】

各委員からは今回の料金改定よりも、料金算定期間経過後についての意見が多かったと思う。企業団と村との間で今後も協議、調整は必要と思うので、引き続き村と連携して対応をお願いしたい。

料金体系案について反対意見はないと考えるがよろしいか。

【全委員】

異議なし。

【部会長】

次に村民にどのように説明していくのかというところを議題としたい。住民説明会に係る資料案について説明いただきたい。

(2) 住民説明会資料案について

事務局から資料2「住民説明会資料案」について説明があり、それに対して次のような意見や質疑応答があった。

【部会長】

わかりにくい説明やこの部分は詳しく説明して欲しいなど、率直な意見をいただきたいと思う。

【委員】

資料としてはこれでわかると思う。住民説明会についてどの程度認知されているか、実際に人は集まるのかといったことを心配している。

【事務局】

村広報誌の8月号に開催案内を掲載している。9月号にも掲載する。また、村区長会において直接お知らせする機会をいただく。さらに村や企業団のSNS、ウェブページにも住民説明会の案内を掲載する予定である。多くの方にご出席いただきたいと考えており、現在、村とも調整し準備を進めている。

【委員】

実際に料金のお知らせが届いてはじめてびっくりする住民も多いと思う。

【事務局】

水道料金の料金改定についてお伝えすることはもちろんだが、まずは千早赤阪水道事業について知っていただきたいと考えている。住民の皆様には今年のお正月から4月にかけて節水要請を行ったので、渴水を身近に感じていただいていると思うが、毎年渴水が発生している状況であり、その対応のために村内連絡管の整備工事を行っていること。水道事業を支えていくため住民からの料金収入が活かされていること。村からも補助をいただいているとい

うことなど、単に改定幅だけではなくその背景や状況についてもしっかりとお伝えしていきたい。

【委員】

より多くの方に住民説明会に参加できる方法として、住民説明会についてリアルタイムで配信する手法があると思うがどうか。

【委員】

村議会はライブ配信されていると思う。

【事務局】

システム面や課題など、こういったことができるのかできないのか住民説明会までに検証したい。

【部会長】

令和4年度改定時には新型コロナウイルス感染症の影響もあり、対面での開催としていたが村民の方も外出しづらい状況だったと思う。対面参加へのハードルは下がったと思うが、あとはどれだけ関心をいただけるのかといったところであると考えている。

なお、住民説明会の中で改定額など具体的な数字を示すことになると思うが、住民説明会資料案については本日の部会が終了した段階で公表するのか。

【事務局】

議事録作成後、第3回料金検討部会資料として公表する予定である。

【部会長】

村の広報誌には具体的な改定後の料金を掲載する予定なのか。

【事務局】

広報誌での住民説明会の案内は紙面スペース等の関係により開催日時のみ掲載となる。ただ、併せて企業団のウェブページの2次元コードを掲載し、そこから料金検討部会での検討状況を閲覧していただけるようにしている。

【部会長】

できるだけ多くの方に関心をもって参加できるような住民説明会にしていきたい。

【委員】

資料2の9ページの水道料金の改定の概要については理解できる。しかし、令和4年度改定時においてすでに令和9年度に値上げが見込まれていたこと、その上で料金収入の低下や物価上昇などの影響により、想定以上に厳しい経営状況で推移する見通しとなっているために令和9年4月から値上げが必要となる、というように料金改定の必要性を先に記載した方が村民も理解できるのではないかと思う。

【委員】

資料2の9ページに令和4年度改定時の見通しや料金改定の必要性については記載されているが、前回改定時よりも状況は悪化しているといったことをより丁寧に説明していただければと思う。説明の順番を少し工夫していただきたい。

【委員】

資料2の16ページに収入の確保として国交付金の確保が挙げられているが、村民は令和8年度までで制度が終了し、それに続く制度が本当はないのかと疑問に思うのではないか。

この制度を活用するために投資を行い、国交付金があったから村内連絡管の整備を進めることができたが、今後はこのような制度はないということでよいか。

【事務局】

企業団との統合に伴う統合後10年間交付される国交付金制度が令和8年度に終わる。一方で令和9年度以降も地震対策等に係る国制度はある。千早赤阪水道事業では村内連絡管の整備完了後は限られた財源の中、優先度をつけて工事を行っていく予定であり、その工事が国制度の対象であれば当然活用する。

【部会長】

本日の部会終了後も住民説明会資料案について何か意見があれば事務局にお伝えいただければと思う。いただいた意見を反映した修正案は、部会長に一任いただければと思うがどうか。

【全委員】

異議なし。

【部会長】

住民説明会資料案について企業団と調整の上、最終確認を行い説明会資料としたいと思う。

次回は住民説明会の結果報告とこれまでの議論を踏まえた部会の報告書案を取りまとめたいと思う。